

1958 年韓国国会議員選挙における 保守野党の議席増大要因に関する分析

高 城 建 人

はじめに

李承晩政権期（1948–1960）韓国における選挙史のひとつのターニングポイントとなった出来事が 1958 年国会議員選挙における野党民主党の躍進である。なぜなら 1958 年の選挙結果により、従来の与党自由党の一党優位制から与党自由党と野党民主党の二大政党制へと変化したからだ。同選挙において民主党は、全議席（233 議席）の 3 分の 1 を超える 79 議席の獲得に成功した。

また、1958 年国会議員選挙における民主党の躍進は、1960 年 4 月末李承晩政権崩壊の遠因ともなる出来事であった。民主党に政権を奪われることを危惧した李承晩政権は、強硬策に転じた。

その代表例が国家保安法と地方自治法の強行改正及び『京郷新聞』の廃刊処置、そして曹奉岩ら進歩党主要人物の死刑判決と執行であった。また李承晩政権は、民主党の副大統領候補であった張勉を副大統領に当選させないために 1960 年 3 月に副大統領選挙における選挙不正を実施した。そして、不正選挙への反発から全国で大規模な抗議運動が起こり、1960 年 4 月末に李承晩政権は崩壊するようになる。

したがって本稿では、1958 年の国会議員の展開過程と同選挙における民主党の躍進要因について述べていくことにする。

1956 年大統領・副大統領選挙と比べて 1958 年の国会議員選挙だけを取り扱った先行研究はそれほど多くない¹⁾。代表的なものとしては、ソ・ボクギョン²⁾、金鎮欽³⁾の研究があげられる。

ソ・ボクギョンの研究では、同国会議員選挙において民主党が躍進した要因は、同年の選挙法改正によるものだとしている。選挙法改正後、候補者に対して寄託金制度が導入されたことで、資金面で劣る無所属の立候補者が激減し、自由党と民主党という大政党に有利となってそれが民主党の躍進へとつながったとしている。

金鎮欽の研究では、1958 年の国会議員選挙の際に李承晩政権によって行われた選挙不正に注目している。同研究では、関係者の証言や新聞などといった 1 次資料を用いて実証的に分析し、1958 年国会議員選挙における李承晩政権の大規模な選挙不正が行われたことを明らかにした。また、金鎮欽の研究では、不正選挙の解明だけでなく、1958 年の選挙法改正及び改正前後の各勢力の選挙準備と選挙の展開過程について 1 次資料を用いて詳細かつ実証的な分析を行っている。金鎮欽の研究によって 1958 年の国会議員選挙の全貌が明らかになった。

しかし、従来の先行研究では以下の問題点がある。それは、1958 年の国会議員選挙における民主党の躍進要因を実証的に分析していないことである。ソ・ボクギョンは同要因を選挙法改正

によるものとしたが、選挙結果を踏まえたうえでの簡略な記述に留まっており、資料を用いて実証的な分析を行っていない。また、選挙法改正以外の要因については全く提示されていない。

金鎮欽の研究では、同選挙において李承晩政権が1954年よりもより露骨で大規模な選挙不正を行ったにも関わらず、なぜ民主党が前の16議席から5倍増えた79もの議席を獲得することができたのかについて十分な分析を行っていない。金鎮欽は、民主党が躍進した要因について①与村野都現象、②マスメディアの発達、③教育の発達、④反自由党スローガンの提示、⑤経済停滞による有権者の不満、以上5つをあげている。むろんそれらは民主党の躍進を説明する有効な仮説であると考えられる。しかし、①を除く②③④⑤の仮説では以下の問題点がある。

まず、②③の仮説であるが、同仮説はなぜ民主党がわずか4年間で1954年の16議席から1958年の79議席へ5倍議席数を伸ばし、得票率に関しても1954年の8.54%から34.2%へと4倍近く増加しているかを説明できない。わずか4年間でマスメディアと教育機関の急増という急激な社会変化が起こったとは考えにくい。したがって1958年国会議員選挙における民主党の躍進を説明するためには、急激な変化が起こらず緩やかである社会的な要因よりも政治的な要因を用いた方が有効であると考えられる。

次に④⑤の仮説であるが、同仮説は1954年の国会議員選挙と比べて与党である自由党の得票率と議席が実際そこまで大きく下がっていないことを説明できないという問題点がある。野党である民主党の躍進が与党である自由党の支持率低下を意味するものではなかった。自由党は、1954年の国会議員選挙においては36.8%の得票で全議席（203議席）中114議席（議席率56.15%）を獲得した。他方で1958年の国会議員選挙においては、42.1%の得票で全議席（233議席）中126議席（議席率54.1%）を獲得している。議席率はやや落としたものの1954年の国会議員選挙と比べて得票率自体は上昇している。金鎮欽も指摘したように、自由党の得票率上昇の背景には不正選挙などがあったが、統計上においては自由党の得票率それ自体は下がっておらずむしろ上がっており、議席率もあまり変わっていない。すなわち、民主党の躍進は、自由党の票を奪ったからではなく、従来の無所属や他の政党の得票から奪ったものだといえる。金鎮欽が提示した④反自由党スローガンの提示⑤経済停滞による有権者の不満、の2つの仮説は、自由党の得票率と議席率が大きく下がりその分が民主党に回った場合であるならともかく横ばいであったので、あまり有効な仮説だとは考えにくい。

以上の問題点を踏まえたうえで本稿では、1958年国会議員選挙において民主党が躍進した要因について①与村野都仮説、②選挙制度仮説、③野党勢力単一化仮説、④選挙法改正仮説、以上4つの仮説を提示して検証を行う形とする。

使用する1次資料としては、当時の国会議事録と新聞記事、主要人物の回顧録及び選挙結果の統計を用いることとする。2次資料としては、これまでの先行研究を参照することにする。

1. 自由党、民主党、進歩党の国会議員選挙準備

1-1 選挙法改正

1957 年末から 1958 年にかけて各政党とも 5 月の国会議員選挙の準備をしていくようになる。そこでひとつ争点となったのが、選挙法の改正であった。選挙法の改正は、自由党と民主党の両方が主導して行われた。

実は、李承晩政権による選挙法改正の試みが行われたのは、1957 年が初めてではない。ソ・ボクギョンによれば、1952 年から 1957 年まで計 8 回政府などの選挙法改正案の提出があったとしている。しかし、それらの改正案は国会への未上程後撤回、国会本会議で廃棄、国会での大幅な修正可決後政府の再議要請を受けた後の廃棄などで正式に可決はされないでいた⁴⁾。

選挙法改正案が可決するようになったのは、1957 年 9 月に民主党も選挙法改正に協力する姿勢を見せてからであった。1957 年 9 月初旬から数回会談が行われ、9 月 15 日には自由党議員 5 人と民主党議員 5 人で国会議員選挙法与野協商委員会が結成された。そして同年 9 月 24 日には自由党が選挙法改正案を国会に提出する⁵⁾。

1957 年に提出された選挙法改正案の主な特徴は、①選挙運動期間の制定と同期間以外の事前選挙運動禁止、②選挙運動人員の制限、③寄託金制度の導入、④選挙不正防止のためのいくつかの制度の導入であった。例えば、①としては、選挙の 1 か月前から選挙活動を可能とし、それに違反する者への罰則規定が定められた。②としては、選挙運動員を人口 1500 人に 1 人として定めた。③としては、候補者登録を行おうとする者は、候補者 1 人当たり 50 万ファン（当時の韓国の貨幣単位）を選挙区選挙委員会に寄託しなければならないとした。④としては、不正選挙を防止するために各級選挙委員会で与野党が推薦する人事 1 人ずつを委員として参加させること、投票開票参観人の権限拡大と野党系の投票参観人としての参加などが設けられた。

それでは、なぜ民主党は選挙法の改正に積極的であったのか。ソ・ボクギョンと金鎮欽はその理由を①進歩党など他勢力の政治参加の排除（ソ・ボクギョンが主に同主張を展開）、②不正選挙の是正（金鎮欽が主に同主張を展開）、の 2 つであったとしている。

例えば、①に関してソ・ボクギョンは、当時の民主党は進歩党に対する警戒心が強まっていたとしている。その裏付けとしてソ・ボクギョンは、進歩党の主要関係者の記述を用いた。例えば、進歩党事件の重要人物であり、1956 年の大統領・副大統領選挙で進歩党（仮）の副大統領候補であった朴己出によれば、民主党と自由党との間で国政における進歩党の排除が決まったのは 1957 年の 9 月初旬に始興と地域で李起鵬と趙炳玉、張澤相の 3 人の会合が行われた時であったとしている。朴己出は、自らの著書で、「そこ（同会合）で選挙法改正にむけての協力と少なくとも 1958 年国会議員選挙では進歩党を参加させないようにすべきだという合意があった」と述べている⁶⁾。そしてソ・ボクギョンは、民主党がそのような行動を取った理由として 1957 年 8 月の革新系主要人物 8 人の進歩党への再合流であったとしている。ソ・ボクギョンは、彼らの合流によって進歩党が第三勢力の地位を得るようになったが、そうした進歩党の台頭は李承晩政権だ

けでなく、民主党にとっても大きな脅威となっていたとしている。そして、民主党は、李承晩との協調を選択し、その結果起こったのが1958年1月1日の選挙法改正と2月の進歩党事件であったとしている⁷⁾。

次に②に関して金鎮欽は、民主党が選挙法改正を望んだ理由のひとつとして1956年の地方選挙における野党弾圧であったとしている。

例えば、金鎮欽によれば、同選挙において野党人物の立候補登録妨害と出馬辞退要請、暴力団の動員による選挙活動妨害、得票操作などが行われたとしている⁸⁾。そうした選挙不正によって、民主党は地方選挙で惨敗を喫したと述べている⁹⁾。

民主党が不正選挙をもっとも懸念していたことは、民主党関係者の記述でも見て取れる。例えば、民主党の指導者として選挙法の改正を積極的に推進した趙炳玉は、自らの回顧録において「過去の経験に照らしてみても選挙法を改正しないと現在の議席数が半減するのではないかと恐れ、民主党議員や無所属議員との長い話し合いによって協商論に傾いた」と述べている¹⁰⁾。

他方で自由党によって選挙法に盛り込まれた言論自由制限条項に関しては、民主党内部で論争が行われた。同条項では、①新聞雑誌などの不法利用（ある候補者を当選もしくは落選させるために刊行物編集者に対しての利益提供行為）の制限（第72条）、②虚偽報道の禁止（第73条）、③候補者の新聞広告の掲載制限（74条）、④政治団体の広告掲載制限（75条）が定められた。特に問題となったのが73条であった。同条文では「新聞、雑誌、その他刊行物の経営または編集を担当する者はある候補者を当選もしくは落選させるために虚偽の事実を報道してはならない」と定められていた。しかし、同条文ではその虚偽報道がそもそもなにかに関して曖昧でかつ悪用されるおそれがあった¹¹⁾。

選挙法改正案の言論制限条項をめぐる民主党内部でも意見が分かれた。金鎮欽によると、民主党は1957年12月19日に最終態度を決定する総会が行われたが、同会議で都市出身議員と地方議員との間で論争が行われたとしている。そして、都市出身議員は、有権者と直接的につながる言論の自由な報道を重要視してたとえ協商が破られても同条項を削除すべきだと主張した反面、地方出身議員は協商を成功させるべきだと主張して激論が起こったとしている¹²⁾。最終的には、言論制限条項を削除しない限り、選挙法に関して自由党との共同提案を行わない（自由党単独提案のままにする）ことが決定された。

そして1957年12月31日国会本会議で選挙法が上程され与野党議員間で話し合いが行われる。本会議においては、言論条項による選挙の際の言論の自由の制限を懸念する閔寛植議員（無所属）の発言などが行われたものの、最終的には翌日である1958年1月1日に在籍議員127人中、賛成108人、反対2人で可決された。言論条項において民主党内部で大きな意見対立があり、12月20日以後民主党は非妥協の姿勢を取っていたが、実際の国会本会議では自由党と妥協する姿勢を取っていたのである。その背景となったのは、大半の民主党議員が態度を変化させ、早期の選挙法可決を優先するようになったからであった¹³⁾。その後も選挙法に関する追加内容に関する話し合いが行われたが、最終的には、1958年1月1日を改正した選挙法を軸として選挙を行っ

ていくことが決定された。

1-2 進歩党事件の発生

選挙法が可決された直後である 1958 年 1 月上旬に、曹奉岩など進歩党の主要人物が逮捕される事件が起こる。逮捕の名分となったのは、曹奉岩を始めとして進歩党の主要人物が北朝鮮と内通していたという疑惑からであった。例えば 1 月 10 日にソウル市警察局は、「進歩党は民主政府を変乱させる目的で進歩党を創党し、北朝鮮の武力再侵略の宣伝、平和統一工作に呼応、親ソ容共政策などを通じて政府転覆をはかった」として国家保安法違反嫌疑で進歩党の主要人物を検挙した。そして李承晩政権は、2 月 25 日に進歩党の政党登録を取り消した。

主要人物の逮捕及び政党登録の取り消しによって 1958 年の国会議員選挙において進歩党は参加できなくなった。1958 年の国会議員選挙は、自由党と民主党、その他の政党と無所属の候補者のみが参加する形となっていく。

1-3 自由党と民主党の立候補者選定

選挙法の改正後、自由党と民主党ともに立候補者の選定が行われた。両政党ともに党からの公薦（公認）を中心として行われた。自由党は、219 人が民主党は 197 人が公薦を受け、選挙に立候補した。自由党と民主党両方とも候補者の大半が党中央部の公薦を受けて出馬したことは、各所属党員が党の決定に拘束されるようになり、当時の韓国で政党制度が発展しつつあることを意味する出来事であった。他方で自由党と民主党中央部の公薦を受けずに立候補した候補者も多くあった。最終的には、非公薦者も含めて自由党では 236 人が、民主党では 199 人が立候補し、一部地域では同じ所属政党同士（公薦立候補者と非公薦立候補者）の競争も行われた。また、357 人が無所属として立候補した。その他群小政党においても立候補が行われた。最終的には 233 選挙区に対して自由党、民主党、無所属、その他政党合わせて 841 人が立候補した。

2. 1958 年国会議員選挙の展開過程と結果

国会議員選挙の選挙運動は、実施の 1 か月前である 1958 年 4 月から本格的に行われた。

1958 年 1 月に選挙法改正が行われたにも関わらず、選挙期間中広範囲にわたっての選挙不正が行われた。行われた選挙不正の具体的な内容については、先述した金鎮欽の研究でかなり明らかになっている。したがってここでは詳しい内容紹介は控えて簡潔に述べていきたい。李承晩政権による選挙不正は当時の新聞記事のみでなく、野党主要人物の回顧録でも見て取れる。例えば趙炳玉は選挙法が改正されたあとも各地で選挙不正が行われていたとしている¹⁴⁾。全国各地で選挙不正が行われたという証言は同じく民主党所属であった金度演の回顧録でも表れている¹⁵⁾。また、慶尚南道栄州に無所属で出馬した朴容萬も自らの回顧録で「自分が立候補した慶尚北道栄州においては、警察による監視、拘束などが頻繁であり、そうした警察による選挙不正が落選へと

つながった」と述べている¹⁶⁾。李承晩政権による選挙干渉は、都市よりも地方でより顕著であり、その度合いは1954年国会議員選挙よりも激しかった。

選挙結果であるが、民主党が選挙前の46議席¹⁷⁾から79議席へと33議席を伸ばした。一方自由党は、選挙前の131議席から5議席減った126議席を確保した。そして残りの議席は統一党（1議席）と無所属（27議席）が占めた。得票率に関しては、自由党と民主党が76.2%（自由党42.1%、民主党34.1%）を占めた。議席数と得票率両方ともに2つの政党が独占する二大政党制が起こったのである。1958年の選挙結果を表したものが表1である。

表1 1958年国会議員選挙の選挙結果¹⁸⁾

自由党	民主党	統一党	無所属	合計
126 議席	79 議席	1 議席	27 議席	233 議席

3. 1958年国会議員選挙における民主党の躍進要因についての分析

1と2では、各勢力の国会議員選挙準備及び1958年の国会議員選挙の展開過程と結果について述べた。それでは1958年の国会議員選挙において民主党の躍進を支えたものはなにか。3では、①与村野都仮説、②選挙制度仮説、③野党勢力単一化仮説、④選挙法改正仮説、以上4つの仮説を提示して検証を行う形とする。

3-1 与村野都仮説

ひとつとして考えられるのが与村野都（選挙において、農村部は与党が、都市部は野党の支持が強い1980年代までの韓国の選挙現象）仮説である。同仮説は、ユン・チョンジュをはじめ、金鎮欽など多くの先行研究が1958年の国会議員選挙の民主党の躍進要因として用いている。

それでは、民主党は都市部においてどれほどの議席を獲得したのであろうか。都市とそれ以外の地域での各政党の獲得議席を表したものが表2である。

表2 都市、邑・郡別当選者数¹⁹⁾

	選挙区数	自由党	民主党	その他
ソウル特別市	16	1	14	1
26 個市	46	12 (当選無効2を含む)	29 (判決当選を含むと31)	5
邑がある73 個郡	73	43	20	10
邑がない郡	98	73 ²⁰⁾	16	12
合計	233	126	79	28

表2を踏まえると、確かに自由党と比べて民主党は、都市部に強かったことが見て取れる。それでは全国の行政地域別ではどうであろうか。全国の行政地域別の選挙結果を表したのが表3である。

表3 1958 年国会議員選挙統計²¹⁾

	自由党	民主党	統一党	無所属	計
合計	126 議席	79 議席	1 議席	27 議席	233 議席
ソウル	1 議席	14 議席	0 議席	1 議席	16 議席
京畿道	15 議席	8 議席	0 議席	2 議席	25 議席
(京畿道市)	0 議席	4 議席	0 議席	0 議席	4 議席
(京畿道郡)	15 議席	4 議席	0 議席	2 議席	21 議席
江原道	15 議席	2 議席	0 議席	3 議席	20 議席
(江原道市)	1 議席	2 議席	0 議席	0 議席	3 議席
(江原道郡)	14 議席	0 議席	0 議席	3 議席	17 議席
忠清北道	8 議席	4 議席	0 議席	1 議席	13 議席
(忠清北道市)	1 議席	1 議席	0 議席	0 議席	2 議席
(忠清北道郡)	7 議席	3 議席	0 議席	1 議席	11 議席
忠清南道	15 議席	6 議席	0 議席	1 議席	22 議席
(忠清南道市)	1 議席	1 議席	0 議席	0 議席	2 議席
(忠清南道郡)	14 議席	5 議席	0 議席	1 議席	20 議席
全羅北道	10 議席	11 議席	0 議席	3 議席	24 議席
(全羅北道市)	2 議席	2 議席	0 議席	0 議席	4 議席
(全羅北道郡)	8 議席	9 議席	0 議席	3 議席	20 議席
全羅南道	18 議席	10 議席	0 議席	4 議席	32 議席
(全羅南道市)	1 議席	5 議席	0 議席	0 議席	6 議席
(全羅南道郡)	17 議席	5 議席	1 議席	3 議席	26 議席
慶尚北道	25 議席	8 議席	0 議席	6 議席	38 議席
(慶尚北道市)	3 議席	3 議席	0 議席	3 議席	9 議席
(慶尚北道郡)	22 議席	5 議席	0 議席	3 議席	29 議席
慶尚南道	20 議席	15 議席	0 議席	5 議席	40 議席
(慶尚南道市)	3 議席	10 議席	0 議席	2 議席	15 議席
(慶尚南道郡)	17 議席	5 議席	0 議席	3 議席	25 議席
済州島	1 議席	1 議席	0 議席	1 議席	3 議席
(済州島市)	0 議席	1 議席	0 議席	0 議席	1 議席
(済州島郡)	1 議席	0 議席	0 議席	1 議席	2 議席

表3を見てみても、自由党と民主党の当選議員数が同じであった忠清北道、忠清南道、全羅北道、慶尚北道を除いたすべての地域の都市部において民主党の当選者数が自由党当選者数を上回っていたことが見て取れる。

ひとつ意外な結果となったのが、1958年国会議員選挙における慶尚北道、そして同地域の都市部の選挙結果である。1956年の大統領選挙で慶尚北道と同地域の都市部は進歩党への支持が強かった。特に都市部においては約7割が進歩党に投票しており、1956年の大統領選挙において慶尚北道は最も野党支持が強い地域であった。それからわずか2年後の1958年の国会議員選挙では、都市部では自由党と民主党が伯仲しており、地方では自由党が民主党を圧倒する結果になったのである。同結果は、旧進歩党支持者が必ずしも同じ野党であった民主党を支持したわけではなく、むしろ自由党の支持が強かったことを示すものである。同現象は、1956年副大統領選挙において民主党の張勉副大統領候補が慶尚北道の有効投票の半数以上の得票を得たのとまったく正反対であった。

それでは、前の選挙であった1954年の選挙結果はどうであっただろうか。1954年の選挙結果を示すものが表4である。

1954年の国会議員選挙と1958年国会議員選挙を比べると確かに与村野都現象がかなり進んでいたといえる。1954年国会議員選挙で都市部において民主党（当時は民主国民党）は、ソウル、全羅北道、全羅南道、慶尚北道で議席を獲得しただけであり、残りの京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、慶尚南道の都市部では議席を得ることができなかった。また、伯仲勢であった忠清北道、全羅北道、民主国民党が多かった全羅南道、慶尚北道を除いてすべての地域の都市部において民主党より自由党の方が獲得議席が多かった。それがわずか4年間で大きく変化したのである。特に変化が大きかったのがソウル（3議席から14議席へ）と慶尚南道（0議席から10議席へ）であった。

各地域の得票傾向を比較してみると、1952年大統領選挙と1954年国会議員選挙がリンクしており、1956年大統領選挙と1958年国会議員選挙がリンクしていたことが見て取れる。

また、1958年の国会議員選挙は1954年の国会議員選挙と比べて市の数が大きく増加した。1954年においてソウルを除いた全国の市の議席数は26議席であった。それに対して1958年の国会議員選挙においては46議席で4年前と比べて約20議席以上増えた。そしてソウルを除いた都市部における民主党の当選者数は、1954年の4議席（比率15.38%）から29議席（比率63.04%）へと大幅に増えた。ソウル（16議席）を含めると、7議席（比率16.66%）から43議席（比率69.35%）への増加となっている。

以下の結果を踏まえてみると、確かにユン・チョンジュらが提唱した与村野都現象は民主党の躍進を説明するのにかなり有効な仮説だと考えられる。他方で、同仮説は以下の問題点がある。それは、そもそもなぜ民主党が都市部で大幅に議席数を伸ばすことができたのかを説明できていないことである²²⁾。したがって与村野都仮説を支えるほかの仮説を提示し検証する必要がある。

表 4 1954 年国会議員選挙統計²³⁾

	自由党	民主 国民党	大韓独立促 成国民会	大韓 国民党	制憲国会議 員同志会	無所属	計
合計	114 議席	16 議席	3 議席	2 議席	1 議席	67 議席	203 議席
ソウル	5 議席	3 議席	0 議席	2 議席	0 議席	6 議席	16 議席
京畿道	16 議席	1 議席	0 議席	0 議席	0 議席	6 議席	23 議席
(京畿道市)	3 議席	0 議席	0 議席	0 議席	0 議席	2 議席	4 議席
(京畿道郡)	13 議席	1 議席	0 議席	0 議席	0 議席	5 議席	19 議席
江原道	8 議席	0 議席	1 議席	0 議席	0 議席	3 議席	12 議席
(江原道市)	1 議席	0 議席	0 議席	0 議席	0 議席	0 議席	1 議席
(江原道郡)	7 議席	0 議席	1 議席	0 議席	0 議席	3 議席	11 議席
忠清北道	8 議席	1 議席	0 議席	0 議席	1 議席	2 議席	12 議席
(忠清北道市)	0 議席	0 議席	0 議席	0 議席	1 議席	0 議席	1 議席
(忠清北道郡)	8 議席	1 議席	0 議席	0 議席	0 議席	2 議席	11 議席
忠清南道	17 議席	0 議席	0 議席	0 議席	0 議席	2 議席	19 議席
(忠清南道市)	1 議席	0 議席	0 議席	0 議席	0 議席	0 議席	1 議席
(忠清南道郡)	16 議席	0 議席	0 議席	0 議席	0 議席	2 議席	18 議席
全羅北道	10 議席	2 議席	0 議席	0 議席	0 議席	10 議席	22 議席
(全羅北道市)	1 議席	1 議席	0 議席	0 議席	0 議席	1 議席	3 議席
(全羅北道郡)	9 議席	1 議席	0 議席	0 議席	0 議席	9 議席	19 議席
全羅南道	15 議席	3 議席	0 議席	0 議席	0 議席	12 議席	30 議席
(全羅南道市)	0 議席	1 議席	0 議席	0 議席	0 議席	3 議席	4 議席
(全羅南道郡)	15 議席	2 議席	0 議席	0 議席	0 議席	9 議席	26 議席
慶尚北道	17 議席	3 議席	1 議席	0 議席	0 議席	13 議席	34 議席
(慶尚北道市)	0 議席	2 議席	0 議席	0 議席	0 議席	3 議席	5 議席
(慶尚北道郡)	17 議席	1 議席	1 議席	0 議席	0 議席	10 議席	29 議席
慶尚南道	17 議席	3 議席	1 議席	0 議席	0 議席	11 議席	32 議席
(慶尚南道市)	4 議席	0 議席	0 議席	0 議席	0 議席	3 議席	7 議席
(慶尚南道郡)	13 議席	3 議席	1 議席	0 議席	0 議席	8 議席	25 議席
済州島	1 議席	0 議席	0 議席	0 議席	0 議席	2 議席	3 議席

3-2 選挙制度仮説

そこでふたつ目として挙げられる仮説が選挙制度仮説である。当時の韓国は国会議員の選挙制度として小選挙区制を取っていた。デュベルジェも指摘したように、立候補者数は選挙区の定員数に比例する $m + 1$ の法則で行われる。もし、1つの選挙区の定員が1であるなら、当選の可能性を持つ上位2人が当選を目指して立候補する可能性が高くなる。

なぜなら各選挙区の定員が低い分、他の人が立候補しても当選する可能性が低いからだ。したがって小選挙区制では立候補者数が狭まりかつ選挙区ごとの当選人数も限られているので、同選挙制度は二大政党制を促進するといわれている。1958年の民主党の躍進と自由党と民主党の二大政党制の成立は、小選挙区制を取っていた当時の韓国の選挙制度によるものだということが選挙制度仮説の内容である。

しかし、選挙制度仮説は1958年国会議員選挙における民主党の躍進を分析するにはあまり有効ではないと考えられる。なぜなら1954年の国会議員選挙においても1958年と同じく小選挙区制を取っていたにも関わらず、立候補者の性格と選挙結果が大きく違っていたからだ。1954年では全議席中（203議席）自由党が114議席を得ていたのに対し、民主党が16議席、大韓独立促成国民会が3議席、大韓国民党が2議席、制憲運動同志会が1議席、無所属が70議席（そのうち3人は自由党所属）という自由党の一党優位が起こった。また、1954年の1選挙区あたり競争倍率は5.95（全国203議席に1207人出馬）であった。すべての立候補者のうち無所属が797人であり、約3分の2を占めていた。他方で1958年の国会議員選挙では、先述したように自由党126議席、民主党79議席、統一党1議席、無所属26議席という結果となった。競争倍率に関しては、3.60（全国233議席に841人出馬）であった。また、無所属の候補者は357人で全体立候補者の42.4%を占めていた。1954年の選挙では、二大政党制の促進と候補者数の削減という小選挙区制の本来の機能が起ころなかった²⁴⁾。

したがって1958年の民主党の躍進を支えた要因として小選挙区制があったという選挙制度仮説は、1954年の選挙結果との違いを説明できず、あまり有効な仮説だとはいえない。

3-3 野党勢力単一化仮説

3つ目として挙げられるのは野党候補単一化仮説である。民主党の拡大時期は1955年と1958年のふたつに分けられる。

1の時期は、1955年の民主党創党である。1954年の民主国民党の議員数は、16議席にすぎなかった。ところが1955年の民主党創党による合流とその後新たに多くの議員の合流によって、1958年の国会議員選挙直前には46議席まで議席を増やすことができた。

2の時期は、進歩党事件後である。進歩党事件により反李承晩勢力の対抗馬が事実上民主党しか残っていなかった。したがって反李承晩勢力の票は民主党に一本化される。

1954年の国会議員選挙時と比べて民主党の規模が拡大したことは、候補者輩出数でも見て取れる。1954年の国会議員選挙において民主国民党は77選挙区しか候補者を出していなかった。

1954 年の全国の議席数が 203 議席であったので全選挙区の 36.94% しか出せなかったのである。それに対して 1958 年の国会議員選挙では 197 選挙区に候補者を出した。1958 年の全国の議席数が 233 議席であったので全選挙区の 84.55% へと比率的に 2 倍以上増えた。

1954 年の国会議員選挙と 1958 年国会議員選挙の立候補選挙区数を比較したのが表 5 である。

表 5 民主党の 1954 年国会議員選挙と 1958 年国会議員選挙の立候補選挙区数比較²⁵⁾

	1954 年 総選挙区数	1954 年 立候補選挙区数 ²⁶⁾	立候補率	1958 年 総選挙区数	1958 年 立候補選挙区数 ²⁷⁾	立候補率
合計	203 選挙区	75 選挙区	36.94%	233 選挙区	198 選挙区	84.97%
ソウル	16 選挙区	8 選挙区	50%	16 選挙区	15 選挙区	93.75%
京畿道	23 選挙区	5 選挙区	21.73%	25 選挙区	23 選挙区	92%
江原道	12 選挙区	1 選挙区	8.33%	20 選挙区	11 選挙区	55%
忠清北道	12 選挙区	2 選挙区	16.66%	13 選挙区	11 選挙区	84.61%
忠誠南道	19 選挙区	6 選挙区	31.57%	22 選挙区	21 選挙区	95.45%
全羅北道	22 選挙区	12 選挙区	54.54%	24 選挙区	21 選挙区	87.5%
全羅南道	30 選挙区	19 選挙区	63.33%	32 選挙区	29 選挙区	90.62%
慶尚北道	34 選挙区	10 選挙区	29.41%	38 選挙区	32 選挙区	84.21%
慶尚南道	32 選挙区	12 選挙区	37.5%	40 選挙区	33 選挙区	82.5%
済州島	3 選挙区	0 選挙区	0%	3 選挙区	2 選挙区	66.6%

表 5 を見ると伸び率が一番高かったのは京畿道 (21.73% → 96%) で伸び幅が一番高かった (済州島を除く) のは、江原道 (8.33% → 55%。6.6 倍増) であった。1958 年国会議員選挙での京畿道と江原道の民主党当選者はそれぞれ 8 人 (1954 年は 1 人)、2 人 (1954 年は 0 人) であった。江原道は候補者の急増がそのまま当選人数の大幅な増加という結果には繋がらなかったが、京畿道は 1 人から 8 人へと大きく成果を出すことができた。

それでは、当選者の内訳はどうであろうか。彼らの 1954 年国会議員選挙時の出自をまとめたのが表 6 である。

全当選人数のうち、もともと民主国民党所属で当選した人数は 8 人であり、わずか 1 割程度 (10.12%) に過ぎない。民主国民党所属で出馬して落選した人が 6 人 (比率 7.59%) でそれを含めても 14 人でわずか 17.72% にすぎない。1954 年国会議員選挙時に他所属で出馬して当選した人は 17 人で、民主国民党所属で出馬し当選した議員より 2 倍高く、比率的には 21.51% を占めている。また、1954 年の国会議員選挙に出馬しなかった人も他所属当選議員数と同じく 17 人である。最も高いのは 1954 年に他所属で出馬して落選した人で人数は 31 人、比率は 39.24% である。すなわち、当選議員の約 8 割以上が 1954 年国会議員選挙出馬時には民主国民党所属ではなかった。

表 6 1958 年民主党出身当選者の内訳²⁸⁾

	1954 年民主国民 党所属で出 馬し当選	1954 年他所属 で出馬し当選	1954 年に民主 国民党所属で 出馬し落選	1954 年に他所 属で出馬し落 選 ²⁹⁾	1954 年国会議 員選挙に不出 馬	計
合計	8 人	17 人	6 人	31 人	17 人	79 人
ソウル	4 人	2 人	1 人	7 人	0 人	14 人
京畿道	0 人	2 人	0 人	6 人	0 人	8 人
江原道	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	2 人
忠清北道	0 人	1 人	0 人	1 人	2 人	4 人
忠清南道	0 人	0 人	0 人	3 人	3 人	6 人
全羅北道	0 人	3 人	4 人	3 人	1 人	11 人
全羅南道	2 人	6 人	0 人	0 人	2 人	10 人
慶尚北道	1 人	3 人	1 人	2 人	1 人	8 人
慶尚南道	1 人	0 人	0 人	8 人	6 人	15 人
済州島	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人

同結果から、1954 年末から民主党の拡大が急激に進んでいたことが見て取れる。特に 1954 年選挙時に民主国民党出身者でなかった人が最も多かったのが慶尚南道で、全 15 人中 14 人が 1954 年時に民主国民党候補として立候補していなかった。

それでは、1958 年に進歩党事件が起こり、意図せずして野党間の候補単一化が起こった 2 の時期は、民主党にどれほどの影響をもたらしたのだろうか。

1 の時期の民主党の規模拡大による影響は、実際の当選議員などの出自の把握によりその影響度が比較的把握しやすい反面、2 の時期は実際に民主党にどれほど影響したのか把握するのが難しい。ひとつの方法としては、1956 年の大統領選挙結果そして副大統領選挙結果と 1958 年の国会議員選挙結果とを比較するやり方である。

1956 年の大統領選挙結果そして副大統領選挙結果と 1958 年の国会議員選挙結果とを比較していえることは、進歩党の解散に伴って民主党が得をした地域とあまり得をしなかった地域が分かれていることである。

選挙結果を踏まえて最も得をしていた地域はソウル、全羅北道、全羅南道、慶尚南道であったと考えられる。

例えば、表 3 でもわかるように民主党は、1958 年国会議員選挙においてソウルの全 16 議席中 14 議席を占めていた。1956 年の大統領選挙の時に進歩党は、ソウルで総投票数（無効票を含む）の約 2 割を占めていた。他方で民主党は約 4 割程度（無効票）を得ていた。進歩党支持票よりも民主党支持票（無効票）が高かったものの、民主党と進歩党による野党票の奪い合いが起こらなかったことがソウルにおける民主党の圧勝に繋がったといえる。

また、全羅北道と全羅南道、慶尚南道も同じく進歩党の解散によって民主党が大きく利益を受けたと考えられる。いずれも 1956 年大統領選挙において民主党支持票（無効票）より進歩党支持票の方が高い地域であった。そして 1958 年の国会議員選挙においてそれらの地域において民主党はそれぞれ、11 議席（1954 年国会議員選挙時は 2 議席）、10 議席（1954 年国会議員選挙時は 3 議席）、15 議席（1954 年国会議員選挙時は 3 議席）へと増加した。同地域における自由党の獲得議席は 10 議席（1954 年国会議員選挙時は 10 議席）、18 議席（1954 年国会議員選挙時は 15 議席）、20 議席（1954 年国会議員選挙時は 17 議席）であった。野党勢力間のつぶしあいがなくなったことが、同地域に対する民主党の躍進へとつながったといえる。

それに対してあまり恩恵を得られなかった地域が江原道と慶尚北道である。もともと江原道は与党支持票が強かった地域であったので、進歩党解散による影響をあまり受けなかったのは当然だと考えられる。他方で慶尚北道は、1956 年の大統領選挙において有効投票数の約 45% が進歩党を支持しており、全国で最も進歩党の支持率が高い地域であった。進歩党の副大統領候補が出馬しなかった（候補辞退）副大統領選挙においても有効投票数の半分以上が民主党に投票した。ところが 3-1 でも述べたように 1958 年の国会議員選挙においては、全議席 38 議席中わずか 8 議席（議席率 21.05%）しか占めることができなかった。同数値は江原道（10%）に次いで低いものであった。1956 年大統領・副大統領選挙においてソウルの次に最も野党色の強かった地域がわずか 2 年後である 1958 年国会議員選挙においては江原道の次に最も与党色の強い地域へと変貌したのである。

3-3 では、1958 年国会議員選挙において民主党が躍進した要因のひとつとして野党勢力単一化仮説を提示し、検証を行った。検証の結果、すべての地域で民主党の獲得議席が大幅に増加したわけではないが、多くの地域で議席数が大幅に伸びており、かつ当選した議員の 8 割以上が 1954 年国会議員選挙時に民主国民党所属での不出馬もしくはそもそも選挙に出馬していなかったということが明らかになった。以上の検証結果を踏まえ、野党勢力単一化仮説は 1958 年国会議員選挙における民主党の躍進を説明するのにかなり有効な仮説だと考えられる。

3-4 選挙法改正仮説

最後に上げられるのが選挙法改正仮説である。すなわち、1958 年の選挙法改正によって選挙運動期間の短縮、選挙運動員の数制限、寄託金制度など様々な改正が行われたが、同選挙法改正が 1958 年の国会議員選挙において民主党に有利となった要因であるという仮説である。同仮説はソ・ボクキョン、ファン・スイクなどすでに多くの先行研究が指摘した仮説である。特にこれまでの先行研究においては、1 人あたり 50 万ファンを寄託する制度を設けたことが、革新系や群小政党、無所属政治家の出馬を減少させ、資金面で有利な自由党と民主党に有利に働いたと指摘した。その反面、従来の先行研究においては、1954 年と 1958 年の国会議員選挙での 1 選挙区あたりの競争倍率を提示して比較するにとどまり、各地方での選挙倍率、そして選挙法改正が民主党に有利になった地域とあまり有利でなかった地域の分析などその内訳を具体的に検証した研究

はなかった。

選挙法の改正によって無所属の数が大きく減少したという従来の先行研究の指摘は確かである。ソ・ボクギョンなど多くの先行研究も指摘したように1選挙区あたりの倍率は、1954年の5.94から3.60へと大きく減少した。しかし、それはあくまで全国の数値であって、各地域の細かい倍率を分析しているものではないので、選挙法の改正が民主党にとってどれほどの利益をもたらしたのか少し具体的に検証していく必要がある。

それを整理したものが表7である。表7は、1954年国会議員選挙と1958年国会議員選挙の倍率を比較したものである。

表7 1954年国会議員選挙と1958年国会議員選挙の倍率比較³⁰⁾

	1954年 選挙区数	1954年 立候補者数 ³¹⁾	倍率	1958年 選挙区数	1958年 立候補者数 ³²⁾	倍率
ソウル	16選挙区	117人	7.31倍	16選挙区	69人	4.31倍
京畿道	23選挙区	104人	4.52倍	25選挙区	91人	3.64倍
江原道	12選挙区	56人	4.66倍	20選挙区	80人	4倍
忠清北道	12選挙区	71人	5.91倍	13選挙区	46人	3.53倍
忠清南道	19選挙区	153人	8.05倍	22選挙区	76人	3.45倍
全羅北道	22選挙区	133人	6.04倍	24選挙区	76人	3.16倍
全羅南道	30選挙区	181人	6.03倍	32選挙区	108人	3.37倍
慶尚北道	34選挙区	221人	6.5倍	38選挙区	150人	3.94倍
慶尚南道	32選挙区	237人	7.4倍	40選挙区	161人	4.02倍
済州島	3選挙区	17人	5.66倍	3選挙区	13人	4.33倍

1954年国会議員選挙と比べて倍率が3以上低下した地域がソウル、忠清南道、慶尚南道である。2以上3未満で低下した地域が忠清北道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、1以上2未満が済州島、1未満が京畿道と江原道である。

3-3でも述べたように1958年国会議員選挙において民主党が大きく躍進した地域は、ソウル、全羅北道、全羅南道、慶尚南道である。そして同選挙においてそれぞれの地域の倍率は、4.31倍、3.16倍、3.37倍、4.02倍³³⁾であった。他方で1954年の国会議員選挙においては、それぞれ7.31倍、6.04倍、6.03倍、7.4倍であった。確かに統計を見ると、倍率が大きく低下した地域において民主党の躍進が顕著であった。むしろ最も低下が進んだ忠清北道と平均の下がり具合であった慶尚北道の民主党当選者数の伸び率はそこまでおおきくないなど、倍率が大きく低下したすべての地域で民主党当選者の数が劇的に伸びていたわけではなかった。いずれにせよ、従来の多くの先行研究でも指摘したように、選挙法の改正によって無所属の立候補者の数が大きく減少したことが

みてとれる。

各地方での民主党候補者が得た得票及び得票率はどうであっただろうか。1954 年と 1958 年と比較したのが表 8 である。

表 8 1954 年国会議員選挙と 1958 年国会議員選挙との各政党の得票比較³⁴⁾

	1954 年 自由党得票	1954 年 民主国民党得票	その他得票	合計 ³⁵⁾	1958 年 自由党得票	1958 年 民主党得票	その他得票	合計 ³⁶⁾
全国合計	2,768,759 票 (38.07%) 114 議席	621,328 票 (8.54%) 16 議席	3,881,134 票 (54.39%) 73 議席	7,271,221 票 203 議席	3,578,925 票 (42.1%) 126 議席	2,900,156 票 (34.1%) 79 議席	2,023,343 票 (23.81%) 28 議席	850,2424 票
ソウル	103,801 票 (26.2%) 5 議席	49,448 票 (12.48%) 3 議席	242,907 票 (61.32%) 8 議席	396,156 票 16 議席	133,810 票 (21.38%) 1 議席	366,263 票 (58.53%) 14 議席	125,652 票 (20.09%) 1 議席	625725 票 16 議席 233 議席
京畿道	333,831 票 (42.08%) 15 議席	41,853 票 (5.27%) 1 議席	417,536 票 (52.65%) 7 議席	793,220 票 23 議席	473,432 票 (46.65%) 15 議席	355,179 票 (35%) 8 議席	186,186 票 (18.35%) 2 議席	1,014,797 票 25 議席
江原道	250,392 票 (57.28%) 8 議席	6,988 票 (1.59%) 0 議席	179,688 票 (41.13%) 4 議席	437,068 票 12 議席	276,393 票 (44.58%) 15 議席	100,841 票 (16.26%) 2 議席	242,747 票 (39.16%) 3 議席	619,981 票 20 議席
忠清北道	171,292 票 (38.35%) 8 議席	19,075 票 (4.27%) 1 議席	256,187 票 (57.38%) 3 議席	446,554 票 12 議席	219,674 票 (44.13%) 8 議席	154,910 票 (31.12%) 4 議席	123,116 票 (24.75%) 1 議席	497,700 票 13 議席
忠清南道	343,938 票 (43.83%) 17 議席	27,780 票 (3.54%) 0 議席	412899 票 (52.63%) 2 議席	784,617 票 19 議席	396,452 票 (48.36%) 15 議席	339,752 票 (41.44%) 6 議席	83,579 票 (10.02%) 1 議席	819,783 票 22 議席
全羅北道	245,047 票 (30.81%) 10 議席	92,498 票 (11.63%) 2 議席	457,771 票 (57.56%) 10 議席	795,316 票 22 議席	354,851 票 (41.40%) 10 議席	303,355 票 (35.39%) 11 議席	198,738 票 (23.21%) 3 議席	856,944 票 24 議席
全羅南道	386,750 票 (34.11%) 15 議席	181,527 票 (16.01%) 3 議席	565,347 票 (49.88%) 12 議席	1,133,624 票 30 議席	561,949 票 (45.21%) 18 議席	404,231 票 (32.52%) 10 議席	276,726 票 (22.27%) 4 議席	1,242,906 票 32 議席
慶尚北道	401,248 票 (32.99%) 15 議席	110,095 票 (9.05%) 3 議席	704,569 票 (57.96%) 16 議席	1,215,912 票 34 議席	532,501 票 (41.4%) 24 議席	391,018 票 (30.4%) 8 議席	362,679 票 (28.21%) 6 議席	1,286,138 票 38 議席
慶尚南道	500,992 票 (36.69%) 17 議席	92,064 票 (6.74%) 3 議席	772,151 票 (56.57%) 12 議席	1,365,207 票 32 議席	596,379 票 (41.65%) 20 議席	466,776 票 (32.60%) 15 議席	368,776 票 (25.75%) 5 議席	1,431,792 票 40 議席
済州島	31,468 票 (30.39%) 1 議席	0 票	72,079 票 (69.61%) 2 議席	103,547 票 3 議席	32,484 票 (30.45%) 1 議席	17,831 票 (16.71%) 1 議席	56,343 票 (52.84%) 1 議席	106,658 票 3 議席

表 8 を振り返ってみると、以下のことがいえる。それは、①全国の統計において、1954 年の国会議員選挙と比べて自由党の得票自体は下がっており、むしろ上がっていること、②民主党

の得票はかなり大幅に伸びているが、それは自由党の得票を奪ったものではなく、他の政党と無所属からの得票を奪ったものであること、以上2つである。

まず、①であるが、1954年の国会議員選挙において自由党は全国で38%程度の得票を得たのに対し、1958年では42%の得票を得ていた。各地域別でみると、ソウル、江原道を除いたすべての地域で自由党の得票率は上昇していた。

②であるが、民主党はすべての地域で得票率と議席を伸ばした。そして、民主党が大きく得票率を伸ばした地域においては、1954年の国会議員選挙と比べて無所属などその他の所属の得票が大きく減少した。特に顕著であった地域がソウル、京畿道、忠清南道であり、それらの地域では民主党が30%以上得票を伸ばしたのに対し、無所属などその他の所属の得票は30%以上低下した。また、江原道と済州島を除いたすべての地域において無所属など他所所属の得票率が1954年の国会議員選挙と比べて30%程度低下していた。全国合計で見ても1954年の54.39%から1958年の23.81%へと30%以上低下している。他方で民主党は8.54%から34.1%へと25%以上得票率が上昇した。

分析結果をふまえてみると、従来の無所属や他の群小政党の得票のほとんどが民主党に流れていたといえる。選挙法改正によって民主党は最も恩恵を受けたと考えられる。

したがって1958年国会選挙における民主党の躍進は、選挙法の改正によるものだという仮説はかなり有効なものと考えられる。

まとめ

本稿をまとめると以下の通りである。1958年5月の国会議員選挙の前に行われたのが選挙法の改正であった。民主党は選挙規制の強化には懸念しつつも、当時民主党の指導者であった趙炳玉の主導のもと、選挙法改正に賛成し、同法の改正が行われた。そして改正の結果①選挙運動期間の制定と同期間以外の事前選挙運動の禁止、②選挙運動人員の制限、③寄託金制度の導入などが行われた。

1958年を前後として自由党、民主党、進歩党、そしてその他勢力の選挙準備が行われた。

ところが選挙法が改正された直後の1958年1月に曹奉岩を含めた進歩党の主要人物が逮捕される事件が起こった。そして進歩党は強制的な解党処置を受けた。彼らの逮捕を受け、自由党と民主党、そしてその他の勢力で選挙に挑むことになった。その後1958年5月に国会議員選挙が行われた。そして国会議員選挙の結果、自由党が126議席、民主党が79議席を獲得し、韓国で初めて2大政党が台頭した。1954年に民主党（1954年時は民主国民党）は16議席を獲得していたので、わずか4年間で議席数が5倍に増えたのである。

本稿では、そうした選挙結果を踏まえ、1958年の国会議員選挙において民主党の躍進を支えたものは何かを問いとし、それを検証することを目的とした。本稿では①与村野都仮説、②選挙制度仮説、③野党勢力単一化仮説、④選挙法改正仮説、以上4つの仮説を提示してそれぞれに対

して検証を行った。そして検証の結果、野党候補単一化仮説と選挙法仮説が一番有効なものであると結論付けた。

李承晩が最も重視していた、国民の直接民意の半分以上は自由党に投票しなかった。それにも関わらず、自由党は、1954 年の国会議員選挙では 36.8% の得票率で 56.15% の議席を、1958 年の国会議員選挙では 42.1% の得票率で 54.5% の議席を獲得しており、2 回連続で得票率（国民の直接民意）と選挙結果に乖離が生じていた。ソ・ボクギョンと金鎮欽など多くの先行研究も指摘しているように、実際の得票より過大代表されていたのである。それは、当時取っていた小選挙区制によるものであった³⁷⁾。李承晩の本来の主張通りであるなら、過大代表が生じる小選挙区制よりも得票率に応じての正確な議席配分が行われる比例代表制を取るべきであった。しかし、彼は比例代表制を取らずに小選挙区制を取り続け、同選挙制度による利益を享受した。このような姿勢は結局李承晩が重視する国民の直接民意というのは、相対多数であり、絶対過半数ではないことを示すものであった。以上の点からも李承晩が述べていた民意というのは、ルソーの一般意志ではなく、相対多数の特殊意志であったことが見て取れる。

1958 年の国会議員選挙結果は以下の意義を持っていたといえる。それは、国会議員選挙結果というものは選挙法など法や制度などの様々な要素に大きく左右されるということである。1954 年と比べて 1958 年の国会議員選挙では自由党の得票と獲得議席数自体は変化しなかったが、選挙法改正は民主党の躍進をもたらした。すなわち、民意というのは制度次第で代わりうることを裏付ける出来事であった。

1958 年の国会議員選挙結果は韓国憲政史にも大きな影響をもたらした事件であった。ソ・ヒギョンも述べているように、それは憲法改正阻止に必要な 3 分の 1 以上（78 議席以上）を民主党が単独で獲得できたことである。これによって与党のみによる憲法改正の道はなくなり、改正のためには野党の協力が必要となった。1958 年の国会議員選挙を受け韓国の憲政は一方前進したといえる。

野党が躍進し、国会で与党の影響力が弱まった場合、これが本来の議会政治なら数の論理による与党の一方的なやり方はなくはずである。しかし、当時の李承晩政権と自由党は反対の行動をとってますます非妥協的かつ強硬になっていく。その代表例が本稿の冒頭で述べた国家保安法と地方自治法の強行改正及び『京郷新聞』の廃刊処置、そして曹奉岩ら進歩党主要人物の死刑判決と執行であった。そして李承晩政権は、1960 年 3 月に副大統領選挙における選挙不正を実施し、その後韓国国民から大規模な抗議運動を受け、1960 年 4 月末に崩壊するようになる。

注

- 1) 1958 年選挙のみでなく、李承晩政権期全体の選挙を概観した先行研究としては、以下の研究が挙げられる。ユン・チョンジュ、「邑の投票形態－邑の形成は民主政治向上を意味する」、『アセア研究』4 巻 1 号、1961 年。同、『我が国の選挙実態』、ソウル大学校出版部、1981 年。同、『投票参与と政治発

- 展」、ソウル大学校出版部、1986年。オ・ユソク、「韓国社会亀裂政治社会構造成形－第1共和国選挙政治を中心に」、梨花女子大学校大学院博士学位論文、1996年。アン・ビョンマン、「自由党政権研究－大統領及び国会議員選挙を中心に」、『国史館論叢』第27集、1991年。ユ・ジェイル、「韓国政党体制の形成と変化」、高麗大学校大学院博士学位論文、1996年。ファン・スイク、「第1共和国の選挙制度と選挙」、『韓国政治研究』第5巻第1号、1996年。(いずれも原語韓国語)
- 2) ソ・ボクギョン、「制限的競争の制度化 1958年選挙法体制」、『選挙研究』第三巻第1号、2013年。(原語韓国語)
 - 3) キム・ジンフム、「1952年5・2総選研究：不正研究を中心に」、成均館大学校大学院修士学位論文、2012年。(原語韓国語)
 - 4) ソ・ボクギョン、前掲書、2013年、119頁に掲載された表を参照。
 - 5) 1957年9月における選挙法改正に向けての与野党議員間の交渉については、ソ・ボクギョン、前掲書、2013年、123頁を参照。
 - 6) 朴己出、『韓国政治史』、民族統一研究院、1971年、174頁。ソ・ボクギョン、前掲書、2013年、124頁から再引用。
 - 7) ソ・ボクギョン、前掲書、2013年、124頁。
 - 8) 1956年地方選挙における李承晩政権の選挙不正内容の詳細については、キム・ジンフム、前掲書、2012年、11-24頁の内容を参照。
 - 9) なお、1956年の地方選挙の結果は以下である。自由党：市長2人、邑長8人、面長282人、市議会157人、邑議会510人、面議会10823人。民主党：邑長1人、面長9人、市議会54人、邑議会57人、面議会231人。無所属その他：市長4人、邑長21人、面長253人、市議会205人、邑議会423人、面議会、4494人。1956年の地方選挙の選挙結果については、キム・ジンフム、前掲書、2012年、18頁を参照。
 - 10) 趙炳玉、『私の回顧録』、民教社、1986年、326頁。(原語韓国語)
 - 11) キム・ジンフム、前掲書、2012年、37頁。
 - 12) キム・ジンフム、前掲書、2012年、42頁。
 - 13) 言論制限条項撤廃を目指しての非妥協路線の堅持よりも選挙法の早期改正を優先したことは当時民主党の指導者であった趙炳玉の回顧録でも見て取れる。回顧録において彼は、「一番の早急に行うべきであったのは票泥棒(ママ)を防ぐことであった。もちろん言論条項を削除し協商選挙法が通過できればそれに越したことはない。しかし、自由党がその要求に応じる可能性は低かったので、まずは票泥棒から防ぐべきだ」という考えのものが泣く泣く言論条項を削除できずに新選挙法が通過されたのであった」と述べている。趙炳玉、前掲書、1986年、328-329頁。
 - 14) 趙炳玉、前掲書、1986年、329-330頁。
 - 15) 金度演、『私の人生白書』、カンウ、1968年、305-306頁。(原語韓国語)
 - 16) 朴容萬が現地で受けた弾圧については、朴容萬、『第1共和国景武台秘話』、内外新書、1965年、285-290頁(原語韓国語)を参照。同選挙で朴容萬は17,372票(得票2位)を得ており、当選者であった自由党の李正熙(18815票獲得)にわずか約1,500票差で落選していた。
 - 17) 1954年の国会議員選挙後において民主国民党が得た議席はわずか16議席であったが、1955年の民主党の創党による反李承晩議員の合流や民主党創党後の他所属議員の合流などによって、1958年国会議員選挙の直前において民主党は1954年の約3倍である46議席を占めていた。
 - 18) 1958年の国会議員選挙の結果については、中央選挙管理委員会編、前掲書、1973年、1148頁に収録されたデータをもとに筆者作成。
 - 19) ユン・チョンジュ、『投票参与と政治発展』、ソウル大学校出版部、1986年、37頁。キム・ジンフム、

前掲書、2012 年、85 頁から再引用。

- 20) 計算上 73 ではなく、69 が正しいが、原文統計のまま載せることにする。
- 21) 1958 年国会議員選挙における各政党の都市と地方の獲得議席数については、中央選挙管理委員会編、『大韓民国選挙史第 1 輯』、中央選挙管理委員会、1973 年、1135-1147 頁（原語韓国語）に収録されたデータをもとに筆者作成。
- 22) ユン・チョンジュやキム・ジンフムなどは都市部での民主党の躍進をもたらしたのものとして①都市部では高学歴の人々が多く地方のような露骨な選挙干渉が起こしづらくなっていたこと、②マスメディアの発達、③都市部の人口自体が上昇したこと、であるとしている。むしろそれらの社会変化が民主党の躍進をもたらしたのは確かであるが、先述したようにあまりにも劇的な上昇幅であるので、それ以外の要因をも模索する必要がある。
- 23) 1954 年国会議員選挙における各政党の都市と地方の獲得議席数については、中央選挙管理委員会編、前掲書、1973 年、1115-1124 頁に収録されたデータをもとに筆者作成。
- 24) 同現象は 1954 年の国会議員選挙だけでなく、その前に実施していた国会議員選挙にも共通して見られるものであった。韓国では 1948 年の初代国会議員選挙から一貫して小選挙区制を取っていたが、立候補者の大半を無所属が占めていた。また、1954 年国会議員選挙以前においては、単独過半数を確保した政党は存在しなかった。
- 25) 民主党の 1954 年国会議員選挙と 1958 年国会議員選挙の立候補選挙区数については、中央選挙委員会選挙統計システム、<http://info.nec.go.kr/>（最終アクセス日：2022 年 10 月 18 日）というインターネットサイトに掲載されたデータをもとに筆者作成。
- 26) 立候補登録後、投票前に辞退もしくは取り消されて投票が行われなかった選挙区も含む。
- 27) 立候補登録後、投票前に辞退もしくは取り消されて投票が行われなかった選挙区も含む。
- 28) 1958 年国会議員選挙における民主党所属当選者の内訳については、中央選挙管理委員会編、前掲書、1973 年、1115-1124 頁、1135-1147 頁に収録されたデータをもとに筆者作成。
- 29) 出馬したあとに辞退、登録取り消されたケースも含む。
- 30) 民主党の 1954 年国会議員選挙と 1958 年国会議員選挙の立候補選挙区数については、中央選挙委員会選挙統計システム、<http://info.nec.go.kr/>（最終アクセス日：2022 年 10 月 18 日）というインターネットサイトに掲載されたデータをもとに筆者作成。
- 31) 選挙前に辞退、登録取り消された人も含む。
- 32) 選挙前に辞退、登録取り消された人も含む。
- 33) 立候補したあとに登録辞退、取り消しとなった人やほかに競争者がおらず、無投票で当選者が確定した無投票選挙区の立候補者も含んでいる。
- 34) 1954 年国会議員選挙と 1958 年国会議員選挙との各政党の得票に関するデータについては、中央選挙委員会選挙統計システム、<http://info.nec.go.kr/>（最終アクセス日：2022 年 10 月 18 日）というインターネットサイトに掲載されたデータをもとに筆者作成。
- 35) 候補者が 1 人しかおらず、投票自体が行われなかった無投票選挙区を除く。なお、無効票と棄権票の数は公開されていない。
- 36) 候補者が 1 人しかおらず、投票自体が行われなかった無投票選挙区を除く。なお、1954 年国会議員選挙と同様、無効票と棄権票の数は公開されていない。
- 37) もし、当時の韓国が小選挙区制ではなく、比例代表制を取っていたなら、自由党は 1954 年の国会議員選挙では、75 議席前後を、1958 年の国会議員選挙では、98 議席を獲得していたことになる。いずれにおいても過半数に満たない議席数であった。